

# 物価高騰重点支援給付金のご案内 (住民税均等割のみ課税世帯給付金)

- 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯に給付金を支給します。

## 対象世帯

- **世帯の全ての方が、基準日(令和5年12月1日)において、小林市の住民基本台帳に記録されている世帯**

※令和5年12月2日以降に小林市に転入した世帯でも、前住所地の自治体で、同様の給付金を受給できない世帯である場合には、給付される場合があります。

- **令和5年度住民税均等割のみ課税世帯**

※均等割のみ課税者の世帯、または均等割のみ課税者+非課税者の世帯

## 住民税均等割のみ課税とは（裏面に図を掲載）

住民税のうち、所得割が課税されず、均等割が課税されることをいいます。

住民税	所得割	前年の所得金額に応じて課税される	非課税
	均等割	一定の所得がある方に課税される	課税

## 申請方法

- **確認書または、申請書を令和6年6月28日(金曜)までに提出してください。**  
 ※確認書は、3月上旬に対象世帯に発送します。  
 ※申請書については、小林市ホームページか福祉課窓口で取得してください。

## 支給の時期

- **小林市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間程度が目安です。**

## 申請期限

- **令和6年6月28日(金曜)※郵送の場合は必着**  
 ※申請が必要な世帯は、期限までに小林市福祉課に申請書を提出してください。

## お問い合わせ

「住民税均等割のみ課税世帯給付金コールセンター」

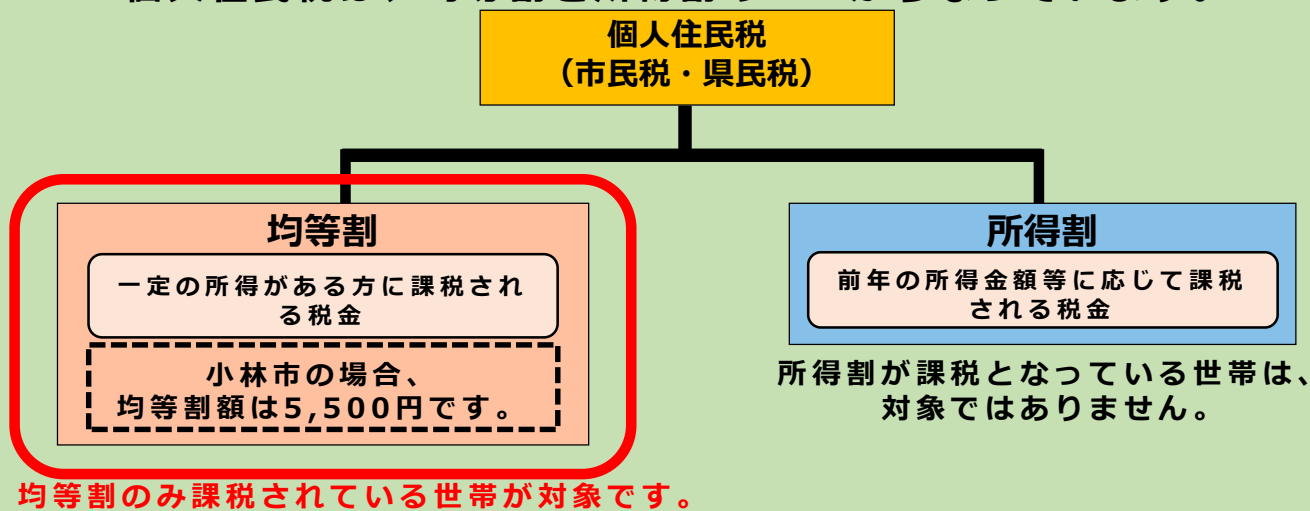
**0120-140-888** (受付時間 平日9:00~18:00)

詳細については裏面へ



# 均等割のみ課税世帯とは

個人住民税は、均等割と所得割の2つからなっています。



## 申請方法

「物価高騰重点支援給付金支給要件確認書」が届いた世帯	・『支給要件確認書』、『本人(代理人)確認書類』、『口座確認書類』の提出が必要です。 (確認書は小林市から発送します。)
令和5年1月2日以降に小林市に転入した世帯で、前住所地の自治体で、令和5年度住民税均等割のみが課税の世帯	・『申請書』、『本人(代理人)確認書類』、『口座確認書類』、『課税証明書』の提出が必要です。 (小林市のホームページか福祉課窓口で申請書を取得してください。)

## 支給額

- ・ 1世帯あたり10万円

## 提出先

- ・ **小林市役所福祉課 (〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地)**

## こども加算の支給対象世帯

- ・ 電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (7万円給付金) の支給対象世帯
- ・ 物価高騰重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯分) の支給対象世帯

## 対象児童

- ① 18歳以下の児童 (18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者)
- ② 令和5年12月2日以降に出生した児童
- ③ 同一世帯員として住民基本台帳に記載されていないが、世帯主と生計が同一である児童

## 支給額

対象児童1人あたり50,000円

## 世帯給付金

## こども加算

担当部署：福祉課

担当部署：こども課

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。